

北薩・天草周遊促進事業
旅行商品造成助成金 申請要領

1 申請要領の目的

北薩・天草周遊促進事業事務局（一般社団法人出水市観光特産品協会）（以下「事務局」という。）は、本事業の目的を達成するために、北薩・天草周遊促進事業旅行商品造成助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づく助成金交付申請手続きについて定める。

2 用語の定義

(1) 旅行商品

助成金交付要綱第2条に定める旅行商品とし、本事業終了後も継続的に商品造成・販売計画が見込める商品とする。

(2) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき業務を遂行する国内に本拠地を置く法人であって、旅行商品の企画及び実施等を行い、助成金の申請、事業報告等を行う者とする。

3 助成金の交付対象となる旅行商品について

(1) 実施期間

助成金交付要綱制定日から令和6年2月29日（木）（帰着日）まで

(2) 助成助金の交付対象経費及びこれに対する助成率並びに助成金額

助成金交付要綱第3条に定めた下表のとおりとする。

助成対象経費	助成率・助成金額
・旅行商品企画経費（現地調査費等含む） ・パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ、PR映像等の作成に係る経費の他、広告宣伝に係る経費 ・パンフレット、マニュアルの印刷費等 ・チラシ等の輸送に係る経費 ・上記の他、北薩・天草広域観光推進協議会会長が特に必要と認める経費	助成率 10/10 助成金額 一旅行商品につき上限30万円（1,000円未満切捨て）

4 申請方法

助成金交付要綱に基づき、下表の募集期限内に申請を行うこと。

助成決定後、予算額に達していない場合は追加募集する場合がある。

申請期限	令和5年10月10日（火）午後5時まで【事務局必着】
助成対象期間	助成金交付決定日から令和6年2月29日（木）まで（帰着日）

5 助成対象商品の選定

助成金交付要綱第4条に基づき、申請のあった旅行商品のうち、交付申請書及び関係書類により、特に優れた企画の概ね3商品を選定する。

なお、選定の際、以下の項目については、加点の対象とする。

ア 宿泊を伴う旅行商品

イ 北薩地域又は天草地域のうち、それぞれ2か所以上立ち寄る旅行商品

ウ 事業完了後も継続して商品化することが期待できる旅行商品

6 交付決定について

(1) 上記5により選定された商品について、交付決定を行い、交付決定通知書により通知する。

なお、交付申請額と交付決定額は異なる場合がある。

(2) 交付決定額は助成金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、助成金の額を確定する。

(3) 助成金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合がある。

7 事業実施について

造成する旅行商品の参加者募集については、交付決定日以降に開始すること。

8 実績報告について

(1) 助成金交付要綱に基づき実績報告を行うこと。

(2) 商品毎に行うこととし、催行後、8日以内に事務局に送付すること。

(3) 実績報告の最終締切日を令和6年3月8日（金）午後5時まで事務局必着とする。

9 助成金の交付請求について

交付請求書の提出期限は、交付確定日の翌日から起算して、原則10日以内とする。ただし、その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直後の平日までに事務局に提出する。

10 事務局（提出先）

一般社団法人出水市観光特産品協会

住所：〒899-0203 鹿児島県出水市上鯖淵715-16

TEL：0996-79-3030 FAX：0996-79-3037

Mail：info@izumi-kankou.main.jp

11 留意点

(1) 旅行業法ほか関係法令を遵守すること。

(2) 新型コロナウイルス等感染症の拡大状況に応じ、日程調整を要請する場合がある。

(3) 本事業に係る証拠書類等については5年間保管すること。